

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 4 項
処 分 の 概 要：拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 1 条第 4 項 火薬類取締法第 5 0 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 1 2 条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：